

○阪神水道企業団議会議事務局規程

制 定 平成20年 3月27日 議会議程第 1 号

改 正 平成22年12月28日 議会議程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、阪神水道企業団議会議事務局（以下「局」という。）の組織、運営その他処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(系の設置)

第 2 条 局に次の係を置く。

議事係

(分掌事務)

第 3 条 分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 議場、正副議長室、議会議室及び議会委員会室の管理に関すること。
- (4) 議員の身分、報酬、手当及び費用弁償に関すること。
- (5) 職員の人事、服務、給与及び旅費に関すること。
- (6) 局の予算整理に関すること。
- (7) 物品の購入及び修繕に係る事務に関すること。
- (8) 本会議、委員会及び議員協議会に関すること。
- (9) 請願書（陳情書を含む。）に関すること。
- (10) 議員の会議出席に関すること。
- (11) 会議の傍聴に関すること。
- (12) 議決及び決定事項の処理に関すること。
- (13) 議案の調査及び立案に関すること。
- (14) 議会諸規程の制定又は改廃に関すること。
- (15) 各種調査及び各種資料の収集に関すること。
- (16) 議決原本の保管に関すること。
- (17) 公聴会に関すること。
- (18) 会議録並びに委員会及び議員協議会の記録に関すること。
- (19) 情報公開に関すること。
- (20) 個人情報保護に関すること。
- (21) その他議会庶務に関すること。

(職の設置)

第4条 係に係長を置く。ただし、必要と認めるときは、局及び係に主査及び主任を置くことができる。

一部改正〔平成22年議会規程第1号〕

2 係長及び主査は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

(職の任命)

第5条 前条の規定により設けられた職は書記のうちから議長が任命する。

(臨時又は非常勤の職員)

第6条 前2条に定めるもののほか、企業長の定める規定の例により、臨時又は非常勤の職員及び職を置くことができる。

(職務の代理)

第7条 事務局局長に事故があるときは、あらかじめ議長の指定した職員がその職務を代理する。

(事務局局長専決事項)

第8条 事務局局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員に関する人事の計画の立案及び事務分担を定めること。
- (2) 議会費の予算及び決算に関すること。
- (3) 告示、公告、発表その他公示に関すること。
- (4) 申請、通達、照会、回答等に関すること。
- (5) 統計、資料等の作成及び収集に関すること。
- (6) 文書の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (7) 職員の出張、休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (8) 職員の超過勤務命令及び休日出勤に関すること。
- (9) 物品の購入及び修繕に係る執行の決定、契約及びそれらの変更に関すること。
- (10) その他常例に属する事項

(専決の制限)

第9条 前条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、議長の決裁を受けなければならない。

(準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、局の運営その他処務について必要な事項は、企業長が定める規定の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日議会規程第1号)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。